

「わいせつ行為」根絶のための校内ルール

本校職員が性暴力等に係る非違行為を絶対におこなわぬため、次のルールを定めて徹底する。

- (1) 教室、研究室、その他諸室の小窓は外から誰が見えるようにする（ポスター、紙等は貼らない）。
- (2) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない（ドアの開放、複数での対応を原則とする）。
- (3) (2)に関連し、相談室のカーテンについては、やむを得ない場合のみ、校長等に連絡した上で使用する。
(例) スクールカウンセラーと生徒の1対1の面談、生徒指導上の聴き取り調査を1対1でおこなう場合等。
- (4) (2)に関連し、一人研究室や窓のない部屋等での面接については、可能な限り複数職員で行う。やむをえない場合のみ、校長等に連絡した上で行う。
- (5) 面談の内容や発言内容については、誰が見聞きしても問題が認められないように十分配慮する。
- (6) 生徒ならびに保護者と私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- (7) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (8) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (9) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (10) わいせつ行為が疑われるときは、躊躇せず校内相談窓口に報告する。
- (11) 教室、研究室、その他諸室の管理が適正ではないと判断する場合や、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇せず校内相談窓口に報告する。
- (12) (10)・(11)の校内相談窓口はコンプライアンス推進委員とし、校外通報・相談窓口は次の頁にあるとおりとする。

令和7年度コンプライアンス推進委員

校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒支援主任（小椋）、養護教諭（久保田(亮)）、セクハラ相談員（教頭、久保田(亮)）、各学年代表（1年：塩澤、2年：長谷川、3年遠山）

<令和7年度 相談窓口>

○ 校内相談窓口（生徒教職員共通）

※自分が相談しやすい先生に相談してください。

校長、教頭、生徒支援主任（保健体育科：小椋）、養護教諭（久保田（亮））

セクハラ相談員（教頭：下島、養護教諭：久保田（亮））

学年担当（1年：塩澤、2年：長谷川、3年：遠山）

○ 校外相談窓口

（生徒・保護者対象）

- ・ 学校生活相談センター

電話：0120-0-78310「なやみいおう」（24時間受付）

Mail：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

- ・ 子ども支援センター

子ども専用無料電話：0800-800-8035

大人専用

：026-225-9330

Mail

： kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

（月曜日～土曜日 10時～18時
日曜日・祝日・年末年始は休み）

（教職員対象）

- ・ 長野県教育委員会「通報・相談窓口」

封書：〒380-8570 上記宛

Mail：kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

- ・ 子ども支援センター

大人専用 ：026-225-9330

（月曜日～土曜日 10時～18時 日曜日・祝日・年末年始は休み）

Mail

： kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp